

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 8 日現在

機関番号：12603

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25770202

研究課題名(和文)多文化社会に対応した実践型コミュニティ通訳養成教材の研究と開発

研究課題名(英文) Practical teaching materials for training community interpreters in multicultural society

研究代表者

内藤 稔(Naito, Minoru)

東京外国語大学・大学院総合国際学研究院・講師

研究者番号：90507211

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：全国各地の地方自治体ならびに国際交流協会へのニーズ調査、及び聞き取り調査の結果を基に、コミュニティ通訳の中でも需要の高い相談通訳に焦点を当て、教材の作成と多言語化を図った。試作した教材では、司法・行政・教育・医療などの分野が主となる相談通訳の現場において、業務にあたる際必要となる、国籍や在留資格、就業や社会生活といった複数分野において、専門用語及びその概説を記述し、英語を含む6言語に多言語化した。

研究成果の概要(英文)：Through the needs analysis and hearings at local municipalities and international associations across the country, this research focuses mainly on consultation interpreting in order to create teaching materials in multilinguals. The teaching materials, translated into 6 languages in total, cover several fundamental areas in consultation interpreting, including status of residence, labor, marital relationship, and education.

研究分野：コミュニティ通訳

キーワード：コミュニティ通訳 相談通訳 通訳教育

1. 研究開始当初の背景

現在、在留外国人数が2,232,189人、国籍が194カ国(無国籍を除く)に上るなど(法務省, 2016)、日本社会が急速に多言語・多文化社会への道を進む中、行政のみならず、教育や司法など、さまざまな生活場面において、異なる言語、文化の媒介者としての通訳者に対する期待が高まっている。

中でもコミュニティ通訳の役割は注目されており、専門職としての確立が望まれている(Naito 2012)。コミュニティ通訳とは、司法、行政、教育、医療等の分野で、言語・文化的なマイノリティとしておかれている人々を、通訳・翻訳面から支援し、ホスト社会につなげる「橋渡し役」を務める(Naito 2012)通訳で、歴史のある会議通訳と比較し、各国で注目を浴びている職業である。

対して、コミュニティ通訳には試験や認定制度、システム化された養成プログラムなど、取り組まなければならない問題が多い(高橋2009; 水野2005)。また、コミュニティ通訳が対象とする多言語に対応した教材および養成方法には、課題が多い。

2. 研究の目的

本研究は、今後日本が多言語・多文化社会になっていく上で必要不可欠な存在となるコミュニティ通訳養成のうち、特に相談通訳において肝要となる基本的知識を網羅した教材を多言語で作成することを目的とする。

具体的には、相談通訳が通訳の対象とする司法、行政、教育、医療等の活動領域において、実際に通訳者と協働する各地方自治体及び国際交流協会、弁護士会をはじめとする専門家集団へのニーズ調査ならびにヒアリング調査を実施する。

調査の結果を基に、現実社会のニーズに即した相談通訳を主とするコミュニティ通訳養成カリキュラムはどのようなものを模索する。教材開発においては、前述のニーズ調査及びヒアリング調査に基づき、多様なライフステージ(人生の各段階) シチュエーション(状況)を網羅するように開発する。

3. 研究の方法

本研究は三段階での実施を想定している。第一段階として、多言語・多文化社会としての日本でコミュニティ通訳に求められるニーズを、弁護士会や国際交流協会などの外部機関へのヒアリング調査により明らかとした上で、現状把握を行う。

第二段階では、第一段階で行った日本社会のニーズと、これまでのコミュニティ通訳の役割論を俯瞰しながら、実用性の高い教材とはどのようなものか要件を策定する。

第三段階では開発した教材に対し、相談通訳をはじめとし、多言語のコミュニティ通訳志望者が使用可能となるよう、特にニーズの高い言語へと翻訳する。加えて前段階までのニーズ調査及び聞き取り調査から、相談通訳の場面で見られることの多い、専門家と外国人相談者のやり取りを基にした対話型教材の開発を行う。

また、開発する教材は既存の大学・大学院におけるコミュニティ通訳教育において試作した教材を用いた通訳訓練を実施する。ならびに全国の地方自治体や国際交流協会で実施するコミュニティ通訳研修会だけでなく、通訳者及び通訳志望者が自律的学習に使用できるよう、ウェブでの公開を目指す。

4. 研究成果

本研究では、全国の地方自治体や国際交流協会及び、弁護士会などの専門家集団へのニーズ調査及びヒアリング調査を実施し、その結果に基づき、コミュニティ通訳の中でも「入り口」ないしは「礎」とされるなど、肝要な役割を担う相談通訳養成のための教材を開発し、多言語化を図った。具体的には、現代日本社会にてニーズの高い、英語、中国語、インドネシア語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語の計6言語への多言語化を行った。

多言語化の対象となった6言語は、いずれもリレー専門家相談会などの外国人相談をこれまで担ってきた専門家らへのヒアリング調査を重ねた結果、選択された。特に近年で、インドネシア語・フィリピン語・ベトナム語・ネパール語の4言語は、それぞれの言語を話す人口の増加に伴い、専門家相談会などで必要とされる機会が増加しつつあり、今後もその傾向が続くと予想される。しかし、上記の4言語など、日本において少数言語とされる言語は、話者人口の多い言語と比べ通訳教材の数に乏しく、本研究で開発された教材が利用可能となることは社会的にも有意義といえる。

本教材で素材としたのは、相談通訳の現場で頻出する専門用語やその概説である。専門用語と概説は、『これだけは知っておきたい!外国人相談の基礎知識』の「第3部これだけは知っておきたい50の専門用語」に記載されている項目を使用した。ニーズ調査を行なった結果判明したのは、在留資格や結婚・離婚にまつわる問題、解雇などの労働問題、ド

メスティック・バイオレンスや児童虐待、こころのケアが昨今日本に暮らす外国人住民の間でとみにみられる問題であり、相談通訳にとって必要不可欠な知識となっていることであった。相談通訳には専門家と同等の専門知識は求められないものの、基本的用語に慣れ親しみ、訳語と意味を十分理解しておくことが求められる。上述の書籍を用いたのは、外国人相談に必要な基礎用語を 50 語集め、またその全てに適切な解説が付与されており、入門に適切という推薦を複数専門家より得られたためである。

本教材は、全国の地方自治体や国際交流協会及びその他の専門機関が相談通訳を主軸とするコミュニティ通訳の育成に向けた研修などを実施する際、ならびに今後相談現場での通訳をつかさどる専門人材が、自律的に通訳スキルの向上を図る際、利用可能となるようウェブでの公開を行っている。

「相談通訳のニーズ調査及びそれにもとづく多言語教材」

<http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/topics/post-1.html>

また、多言語教材に加え、本研究で実施した調査の結果を基に、司法や行政といった場面における相談通訳の例を用いて専門家と外国人相談者による対話型教材の作成も行った。本対話型教材については、大学・大学院における通訳教育の一環として、既に教材として試験的に導入している。

本研究では、コミュニティ通訳においても相談通訳の現場で求められる専門用語とその概説部分の多言語化を行ったが、今後の展望として、通訳者及び通訳志望者からのフィードバックを得て、特に概説部分において必要とされる概念や用語の精査を行う必要がある。また、本研究で開発した教材は 6 言語への翻訳を行ったが、多言語対応の視点からみると、スペイン語やポルトガル語などを含む、計 10 言語で利用可能な状態を目指すのが望ましい。

< 引用文献 >

高橋正明、通訳の役割 - コミュニティ通訳の視点から -、多言語・多文化協働実践研究 別冊 2、2009、50-62

内藤稔、「相談通訳」におけるコミュニティ通訳の専門性、シリーズ多言語・多文化協働実践研究 「相談通訳」におけるコミュニティ通訳の役割と専門性、16、2013、31-56

法務省、平成 27 年末現在における在留外国人人数について（確定値）

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00057.html
（最終アクセス 2016 年 5 月 8 日）

水野真木子、各種通訳倫理規定の内容と基本理念 - 会議、コミュニティー、法廷、医療通訳の倫理規定を比較して、通訳研究、5、2005、157-172.

Naito, M、Community interpreting at the time of Great East Japan Earthquake、Interpretation and Translation、14(1)、2012、97-115

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

内藤稔、相談通訳における倫理綱領策定に向けた取り組み、多言語多文化 実践と研究、7 号、2015、190-200、査読無

内藤稔、「相談通訳」におけるコミュニティ通訳の役割と専門性、シリーズ多言語・多文化協働実践研究、16 号、2013、31-56、査読無

〔学会発表〕(計 7 件)

内藤稔、コミュニティ通訳研究報告 相談通訳の倫理綱領策定の試み、第 9 回多文化社会実践研究・全国フォーラム、2015 年 12 月 12 日、東京外国語大学(東京都府中市)

内藤稔、コミュニティ通訳研究報告 倫理綱領策定に向けて、第 8 回多文化社会実践研究・全国フォーラム、2014 年 12 月 13 日、東京外国語大学(東京都府中市)

内藤稔、コミュニティ通訳に求められる通訳技能と諸外国における資格・認定制度の現状、日本弁護士連合会法務研究財団「外国人法律相談における通訳人の認定制度に関する研究」第 3 回研究会、2014 年 8 月 6 日、銀座プライム法律事務所(東京都中央区)

内藤稔 他、外国の言葉を母語とする人の健康を守るために必要な支援とは、群馬の医療と言語・文化を考える会シンポジウム「外国の言葉を母語とする人の健康を考える～医療通訳の普及を～」、2014 年 8 月 3 日、前橋プラザ元氣 21(群馬県前橋市)

内藤稔、多文化社会に対応する通訳人材の養成における課題 社会連携の観点から、日本通訳翻訳学会関東支部例会・通訳教育指導法研究プロジェクト合同

研究会、2014年4月5日、青山学院大学
(東京都渋谷区)

研究者番号：

内藤稔 他、司法分野における遠隔通訳
の実験的取り組みとコミュニティ通訳
の役割 13 の弁護士会との協働研究から、
第7回多文化社会実践研究・全国フ
ォーラム、2013年11月30日、東京外国
語大学(東京都府中市)

(3)連携研究者
()

研究者番号：

内藤稔 他、グローバル社会における異
文化調整と通訳翻訳、2013年7月7日、
本国際文化学会第12回全国大会、龍谷
大学(京都府京都市)

〔図書〕(計1件)

水野真木子、内藤稔、みすず書房、コミ
ュニティ通訳 多文化共生社会のコミ
ュニケーション、2015、132-170、202-228

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等
相談通訳のニーズ調査及びそれにもとづく
多言語教材
[http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/
topics/post-1.html](http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/topics/post-1.html)

6. 研究組織

(1)研究代表者

内藤 稔 (NAITO Minoru)

東京外国語大学 大学院総合国際学研究院
講師

研究者番号：90507211

(2)研究分担者

()